

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県では、近年、不適正事案が続けて発生していることを踏まえ、現状の職員のコンプライアンス意識や、業務プロセス上の問題点を把握するため、昨年度に引き続き、職員を対象としたアンケートを実施することとし、その結果を基に、翌年度以降の取組を検討することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 予算額

5,494,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】提出期限

令和8年9月2日（水） 17時

(2) 仕様書等に対する質問書【様式2】提出期限

令和8年9月4日（金） 17時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年9月7日（月）までに、公募型プロポーザル参加者全員（グループの場合は代表法人のみ）に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提出方法

電子媒体及び紙書類を提出すること。

② 提案書提出場所

- ・電子媒体 広島県総務局行政管理課に電子メールにて送付すること。なお、送信後、電話にて到着の確認をすること。

《連絡先 sougyousei@pref.hiroshima.lg.jp、082-513-2252》

《メール件名は、「【提案書】コンプライアンス意識調査」とすること。》

- ・紙書類 広島県総務局行政管理課（広島県庁本館3階）

③ 提案書提出期限

令和8年9月9日（水） 17時

④ その他

ア 提案書の再提出は、上記③の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様式を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合にも。提出された書類は返却

しない。

ウ 提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション審査

令和8年9月14日（月）のうち県が指定する時間（オンライン開催）

なお、必要に応じて、事前に書面審査を行う場合がある。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。ただし、広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加者資格名簿に登録されている場合には、ウ～オの提出は求めない。

ア 公募型プロポーザル 参加資格確認申請書	【様式1】
イ 法人概要説明書	【様式4】
ウ 登記事項証明書	法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 （発行日が申請日から3ヶ月以内のもの） ※グループで提案する場合は、すべての構成員について提出すること。
エ 広島県の納税証明書	・広島県県税事務所が発行している「広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がないこと」を証した書面（領収証等ではなく「納税証明書」の交付を受けてください。） （発行日が申請日から3か月以内のもの） なお、納税の猶予の特例を受けている場合には、「納税証明書」に代えて、「徴収猶予通知書の写し」又は同じく広島県県税事務所が発行する「県税に関する証明書」を提出してください。 ・課税されていない場合又は新設の場合も提出してください。 ・県外事業者で、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は必要ありません。
オ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書	・管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する書面。「納税証明書その3、その3の3」のいずれか（発行日が申請日から3か月以内のもの） ・課税されていない場合又は新設の場合も提出してください。 ・消費税の免税業者であっても納税証明書は発行されます。
カ 機密データの保存等 に関する申出書	【様式5】

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

- (7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書【様式2】を、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メールにて提出すること。なお、送信後、提出先に、電話にて着信の確認を行うこと。
《連絡先 sougyousei@pref.hiroshima.lg.jp、082-513-2252》
《件名は、「【質問書】コンプライアンス意識調査」とすること。》
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者が行った質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県総務局行政管理課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和8年9月17日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和8年9月18日（金）までに、電子メールにより行う。
- (9) 支払条件
- 原則として業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
- 申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合は、使用することがある。
- (14) 本件業務に関し、本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約の締結
最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。（グループの場合は、代表法人与契約を締結する。）
また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

- (4) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書
- (3) 契約書（案）
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 提案書評価基準
- (6) 様式類
 - 【様式 1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - 【様式 2】仕様書等に対する質問書
 - 【様式 3】取り下げ願い書
 - 【様式 4】法人概要説明書
 - 【様式 5】機密データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県総務局行政管理課行政管理グループ

電話 082-513-2252（ダイヤルイン）

電子メール sougyousei@pref.hiroshima.lg.jp